

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

記載要領
はこちら



この別表は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第67条第1項《特定同族会社の特別税率》の規定の適用を受ける場合に使用します。

- ★ 当期の所得の金額の計算上、次に掲げるような益金不算入額、損金算入額又は特別控除額がある場合には、当期の所得金額が0であっても、当期の留保金額について法第67条《特定同族会社の特別税率》の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがありますのでご注意ください。
- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額(法67③一)
 - ② 受取配当等の益金不算入額(通算法人間配当等の額を除きます。)(法67③二)
 - ③ 外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(法67③三)
 - ④ 受贈益の益金不算入額(法67③四)
 - ⑤ 法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。)の益金不算入額及び益金不算入通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額に限ります。)の受取額(法67③五)
 - ⑥ 繰越欠損金の損金算入額又は会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額(法67③六)
 - ⑦ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(措置法59⑥)
 - ⑧ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額(措置法59の2⑤)
 - ⑨ 特許権等の譲渡等による所得の特別控除額(措置法59の3⑪)
 - ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額(措置法60⑪)
 - ⑪ 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(措置法61⑩)
 - ⑫ 収用換地等の場合の所得の特別控除額(措置法65の2⑨)
 - ⑬ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額(措置法65の3⑦、65の4⑤、65の5④、65の5の2⑤)
 - ⑭ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(平成29年改正前の措置法66の8⑬⑭、66の9の4⑬⑭)
 - ⑮ 外国関係会社又は外国関係法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(措置法66の8⑬⑭、66の9の4⑪⑫)
 - ⑯ 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定額の損金算入額(増資特定株式に係る部分の金額に限ります。)(措置法66の13⑳)
 - ⑰ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額(措置法67の3⑦)
 - ⑱ 超過利子額の損金算入額(措置法令39の13の3⑦)
 - ⑲ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7③)

留保金額に対する税額の計算									
課税留保金額					税の計算				
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)	の10%	相当額	5			
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (21)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	2	000	(2)	の15%	相当額	6			
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)	の20%	相当額	7			
計(21) (1)+(2)+(3)	4				計 (5)+(6)+(7)	8			

「1」～「8」欄

作成の手順									
留保所得金額					税の計算				
留保所得金額 (別表四「22」の欄)	22				中小企業者等以外の法人 (「11」-「1」から「9」までの合計)	23			
前期未配当等の額(通算法人間) (前期の「11」)									
当期未配当等の額(通算法人間)									
法人税額及び地方税額 (「別表一「2」-「3」+「4」+「5」+「6」+「7」-「別表六「五の二」「五の三」」)と0のいずれか少ない金額 (「別表一「31」+「32」-「36」-「45」)と0のいずれか少ない金額 (「別表六「五の二」「五の三」」-「5」+「6」+「9の外書」)と0のいずれか少ない金額 (「セイナス」の場合)									
住民税 (28)									
全外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七「三の六」「1」)	14				住民税 (22)又は(23)×10.4%	24			
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15								
通算法人の留保金加算額 (別表三(一)付表二「5」)	16				調整地方税額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×40%	25			
通算法人の留保金控除額 (別表三(一)付表二「10」)	17								
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における取得価額から減額される金額 (別表三(一)付表一「19」)	18				調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7」の計)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26			
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19				住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額	27			
留保金控除額 (別表三(一)付表一「34」)	20								
課税留保金額 (19)-(20)	21	000			住民税 (24)-(27)	28			

「9」～「28」欄

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

「 $\frac{12}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税留保金額21」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。

前期末配当等の額は、前事業年度の別表三(一)の「11」欄を記載していますか。

当期末配当等の額は、当事業年度中に配当基準日があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに配当決議があった配当の額を記載していますか(株主資本等変動計算書に記載されている当期中の支払配当の額をそのまま記載していませんか。)

課税留保金額			課税留保金額		
年3,000万円相当額以下の金額 ((21)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	1	000	(1)	の 10 % 相当額	5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (((21)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額)	2	000	(2)	の 15 % 相当額	6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)	の 20 % 相当額	7
計 (21) (1)+(2)+(3)	4	000		計 (5)+(6)+(7)	8
課税留保金額の計算					
留保所得金額 (別表四「52」の②)	9	円	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」-「別表六(六)「9」の②」+「9」の④」から「9」の②」までの合計+「9」の③」から「9」の⑤」までの合計)	22
前期未配当等の額(通算法人配当等の額を除く。) (前期の「11」)	10			中小企業者等 (別表一「2」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「17」-「別表六(六)「3」+「9」の②」から「9」の②」までの合計+「9」の③」から「9」の⑤」までの合計+「9」の⑥」から「9」の⑧」までの合計+「9」の⑨」から「9」の⑪」までの合計)	23
当期未配当等の額(通算法人配当等の額を除く。)	11				
法人税額及び地方法人税額の合計額 (((別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」)-別表六(五)の②「5」の③)と0のいずれか多い金額)+ (別表一「3」+「32」-「36」-「65」)と0のいずれか多い金額)-(別表六(五)の②「5」の③)-別表一「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12				
住民税額 (28)	13			住民税額 (22)又は(23)×10.4%	24
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三)の⑥「1」)	14			特定寄附金を支出した場合 調整地方税額に係る控除額 (24)+(別表一「11」+「17」)×10.4%-(別表六(二)付表六「7」の計)×10.4%×20% (マイナスの場合は0)	26
法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15				
通算法人の留保金加算額 (別表三(-)付表二「5」)	16				
通算法人の留保金控除額 (別表三(-)付表二「10」)	17				
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三(-)付表一「19」)	18				
当期留保金額 (9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19		住民税額から控除される金額 (25)又は(26)のいずれか少ない金額)	27	
留保控除額 (別表三(-)付表一「34」)	20		住民税額 (24)-(27)	28	
課税留保金額 (19)-(20)	21	000			

中小企業者の
判定等フロー
はこちら



おって、中小企業者及び適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P6～)をご参照ください。

別表二の17欄が50%超で、当事業年度終了の時にける資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている場合、別表三(一)を作成していますか。